

者言趣和其國之荒振神等之者也何至于八年不復奏故爾鳴女自天降到居天若日子之門湯津楓
上而言委曲如天神之詔命爾天佐具賣此三字以音聞此鳥言而語天若日子言此鳥者其鳴音甚惡故可
射殺云進即天若日子持天神所賜天之波士弓天之加久矢射殺其雉略亦其雉不還故於今諺曰
雉之頓使キシノヒタツカヒ本是也

〔古事記傳十三〕此を諺に云ならはせる意は此雉使の射殺されて還らざりしに因て人世にな
りて凡て大事の使を遣るに副使從者などもなくて獨なるをば雉の頓使と云うて忌むこと
にせしなり

〔義經記四〕すみよし大物二か所かつせんの事
天に口なし人をもつていはせよと大物のうらにもさうどうす

〔荒山合戰記〕能登國石動山衆徒蜂起附同所荒山合戰之事

大衆ハ例大悍ナル者カレバ略中未其功不成以前ヨリ所領分シテ嘗諍ヒ或ハ鄉民等ニモ忠節
ヲナサバ士ニナシテ所知ヲ申賜ンナド端々口外シテ云語ヒケル程ニ天ニ口ナシ人ヲ以テイ
ハセヨト此事次第ニ云廣テ衆口防ギ難クテ國ニ披露シケル

〔駿臺雜話二〕武運の稽古 されば世話にも運は天にありと申候とかく運をば天に禱るより外
はなかるべし

〔川角太閤記五〕御所様家康川はや宇都宮へ御著被成候とひとしく治部少輔謀叛の様子相聞申
候處に彼鍋島者ども右の御理申上ばや宇都宮にて兵糧指上申候奥州境目迄の兵糧米買置候
事を目録に乗せ尾張よりの兵糧米進上候と相聞申候御所様御分別にも扱は鍋島心中は無別
條と被思召候と聞へ申候鍋島奥意は日よりを伺候と相聞候へ共親加賀守分別を以國に離れ
ずと世間に其節専ら申あへると相聞え申候事